

庁舎内での「赤旗」配達・集金問題について

甲賀市の「不許可」通知に強く抗議する

2021年1月15日 日本共産党甲賀市議員団

甲賀市が庁舎内での『しんぶん赤旗』の配達・集金を全面的に禁ずる、という異常な事態が起こっています。庁舎管理規則を口実に、党議員団が提出した庁舎管理規則にもとづく許可申請を岩永裕貴市長が「不許可」としたのです。しかもその理由が「(庁舎管理上)庁舎の秩序維持に支障がきたすものと判断」したというだけで、その根拠を示すことができません。「市役所内でも『赤旗』を」読むことができなくなつたので途中でさすが止めて下さい」という読者もあり、閲読の自由に対する侵害という重大な問題にも発展しています。

◆ ◆
このような事態は、昨年11月28日付の産経新聞で「市役所内で赤旗集金 近江八幡で共産市議 法抵触も」と報じられ、甲賀市議会の志誠会(小河文人代表)、公明党(田中將

之代表)、凜風会(林田久充代表)の三会派が「庁舎管理規則第5条に違反の疑いがある行為に関して」と題する申入れを橋本恒典議長に提出したことが発端です。翌日の産経新聞が「甲賀市議、役所内で『赤旗』勧誘、市議会三会派調査と是正を求める」と報じました。

◆ ◆
そもそも大前提の問題として、政党人である議員が市民・市職員に対して「しんぶん赤旗」の購読をすすめることは、政治活動の自由です。また読者である市職員が購読すること、思想信条の自由からして当然保障されるべきものです。また何人も「誰が読んでいるのか」など調査をすることこそ違法であることはいままでもありません。特に、市職員のみなさんに『赤旗』の購読をお願いしてきたのは、目まぐるしく動く

社会や経済の状況、全国の自治体の取り組みなどを知ってもらい、市民本位の市政をすすめる事に生かしてもらいたいとの思いからの働きかけであり、購読の有無は、本人の自由意思であることも、言うまでもないことです。

◆ ◆
そもそも庁舎管理規則にもとづく許可(第5条)申請は、庁舎の一時使用に対する許可がほとんどです。情報公開請求に基づきこの4年間の許可申請状況資料を入手しました。その点は明らかです。日常的に新聞等を庁舎内で受取り、その対価として新聞代を支払うことまでを縛るものはありません。ですから甲賀市が誕生して以降この間、庁舎内で『しんぶん赤旗』を配達・集金を続けてきても、なら指摘を受けることはありませんでした。そのことは市当局自身が認めているところ

です。いわんや「庁舎秩序に支障をきたす」事象は全く発生していません。

◆ ◆
「なぜ不許可なのか」。それに対する回答は「秩序維持に支障がきたすものと判断した」というだけです。「何をもって判断したのか」という点については、具体的事実を示せない状況です。また「これまで不許可にした事例はあるのか」との問いには「ない」との回答です。

◆ ◆
まさに日本学術会議新会員を何の理由を示さず任命しない菅政権のやり方とよく似ています。道理に合わなくても強引に排除するというやり方は、民主主義とは相いれないものです。

◆ ◆
一連の動きは、いま注目の日本共産党に対する攻撃であり、優れたジャーナリズム活動を表彰するジャーナリスト大賞を受賞した『しんぶん赤旗』に対する不当な攻撃でもあります。自由に新聞を読み、自由に発言することができない庁舎でどうして「風通しが良い庁舎」といえるのでしょうか。こんな事態が横行すれば、モノが言えない職場になります。甲賀市の対応に強く抗議し、「不許可」の撤回を求めます。

核兵器禁止条約 1月22日 発効

非人道的な核兵器を全面的に禁止する国際条約が1月22日発効されます。日本政府が一日も早く批准するよう引き続き運動を広げましょう。

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2021年 1月 17日 第340号



山岡 光広
甲南町森尻 16
Tel 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
Tel 83-0765
Fax 83-0765



岡田 重美
土山町南土山甲 78-15
Tel 66-0696
Fax 66-0696